

# 北海道における運動は新たなステージへ

## ——旭川市における公契約条例の制定をうけて

川村 雅則

旭川市で公契約条例が制定されたことは、本誌第171号の裏表紙（info）で報告した。同条例に対する簡単な評価と、その後の私たちの取り組みなどをご紹介します。

### 旭川市の公契約条例に対する評価

道内初となる公契約条例の制定を、関係者のみなさんとまずもって喜び合いたい。

しかしながら旭川市の条例には課題も多い。条例が理念条例にとどまるという点を除いても、そもそも、条例に書かれた目的や基本方針——例えば、「公契約の適正な履行及び労働環境の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する」という目的や、「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」など4点の基本方針をどう実現するのかといった点が具体的ではない。実効性の確保が課題なのだ。

附則に書かれた見直し条項（「この条例の施行後、2年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」）を視野に入れて、引き続き、調査・研究活動に力を尽くしたい。

なお、条例制定までの道のりや条例に対する評価などの詳細を、拙稿「旭川市における公契約条例の制定と今後の課題」『北海道自治研究』2017年1月号にまとめたので参照されたい。

### 公契約条例を全道にひろめる

旭川市の公契約条例を発展させていくのとあ

わせた、もう一つの大きな課題が、公契約条例を全道にひろめていくことだ。札幌市での再挑戦もそこに含む。そうした問題意識で、『公契約条例を全道にひろめよう——公契約条例のつくりかた（2017年版）』なるパンフレットを作成した（北海道センター発行）。公契約条例の制定に必要なと思われることを、旭川や札幌の経験にもとづき、以下の構成でまとめた。

はじめに  
 たくさんの仲間で運動を始めよう  
 問題意識や知識・ノウハウを会議で共有しよう  
 何が問題なのかを明らかにしよう  
 市民・労働者・事業者に知らせよう  
 議会に現場の声を届けよう  
 積極的な対話・交流を心がけよう  
 学びながら運動を進めよう



パンフレットの表紙

私たちの限られた経験にもとづく資料だが、運動にこれから着手しようと考えているみなさんにおいては、なにがしかの役に立つのではないかと。ぜひ活用されたい（ウェブサイトで公開）。  
<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

## 自治体議員ネットワークが立ち上がる

官製ワーキングプア問題に関心ある議員らと、学習会を2月15日に開催し、「地方自治体における官製ワーキングプア問題と議員への期待」と題して報告を行った。

いま、公共サービスに対するニーズが多様化かつ増加しているのに反して、その担い手は疲弊している。

自治体に雇われて働く臨時・非常勤職員（いわゆる非正規公務員）は、「任用」を盾に取られ、民間の非正規であれば受けられる保護も受けられず、任命権者である自治体に過度な裁量が与えられている。民間のように、労使対等ではないのだ。かたや、公共事業や委託事業あるいは指定管理者など、自治体が発注する様々な仕事の分野においては、事業受託者もそこで働く者（公共民間労働者）も、発注条件・価格の切り下げに翻弄されている。こうしたことに問題意識をもつ自治体議員が、会派を超えて集い、学習会が開催されたのだ。

多忙な議員らの日程調整に非常にご苦労されたようだが、それでも、当日は、9人の議員が参加し、お互いの自治体の状況や実践（議会活動）を交流しあった。

この間、本誌所収の拙稿でも言及してきたとおり、この問題の解決に議員の果たす役割は非常に大きいと考えている。こうした学習会がもたれたことをとても嬉しく思っている。

なお、この集まりは、今回の学習会を経て、「全



学習会の風景（奥の中央が筆者）

道官製ワーキングプア問題対策自治体議員ネットワーク会議」（仮称）として、スタートを切った。

会派を超えた活動になる以上、議員の問題意識や目指すべきところが完全に一つになるのは難しいかもしれないが、情報や実践を共有するなかで、よりよい方向に進むことを心から願っているし、私自身は、研究者として応援、貢献するつもりである。

## まとめに代えて

2012年2月に発足した「札幌市公契約条例の制定を求める会（代表：伊藤誠一弁護士）」は、当時の市長提案の条例案が議会で2013年に否決されて以降も、札幌市との意見交換、議員に対する公開質問、市民集会の開催、調査・研究などの活動を継続してきた。会議もほぼ毎月開催している。旭川市における今回の条例制定をうけて、さっそく3月13日には市民集会「旭川の経験を学び、公契約条例を全道にひろげる市民集会」を開催予定である（今号裏表紙を参照）。

北海道における公契約運動、あるいは、「なくそう！官製ワーキングプア」運動は、新たなステージに入ったとの思いで力を尽くしたい。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授）